5‖4‖3‖

［略］［略］［略］

ハ　位相雑音のレベルは、なるべく別図第四号の九に示す曲線の値を超えないこと。

ニ　送信電力の値が通常の値を五デシベル以上上回る場合に、送信を直ちに停止する機能を有すること。

二　受信装置の条件

イ　空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、（一）一〇デシベル以上であること。

ロ　無線電信による通信（ハに規定するものを除く。）を行う場合にあつては、搬送波の周波数偏差が九二四ヘルツ、クロック周波数偏差が百万分の〇・三五、かつ、四相位相変調波の搬送波電力と雑音の電力密度との比が四一・六デシベルとなるレベルの電波を受信した場合において、復調後におけるビット誤り率は、二、六〇〇秒以上の時間において九五パーセントの確率で〇・〇〇一パーセント以下であること。

ハ　無線電信による通信（呼出し及び回線割当てを行うためのものに限る。）を行う場合にあつては、搬送波の周波数偏差が九二四ヘルツ、クロック周波数偏差が百万分の〇・三五、かつ、二相位相変調波の搬送波電力と雑音の電力密度との比が三九・九デシベルとなるレベルの電波を受信した場合において、復調後におけるビット誤り率は、任意の一時間において八〇パーセントの確率で〇・〇〇一パーセント以下であること。

ニ　無線電話による通信を行う場合にあつては、搬送波の周波数偏差が九二四ヘルツ、クロック周波数偏差が百万分の〇・三五、かつ、四相位相変調波の搬送波電力と雑音の電力密度との比が次の表の上欄に掲げるレベルの電波を受信した場合においては、復調後におけるビット誤り率は、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下であること。

搬送波電力と雑音の電力密度との比	復調後におけるビット誤り率
四二デシベル	一〇秒以上の時間において九〇パーセントの確率で四パーセント以下であること
四三・四デシベル	二〇秒以上の時間において九〇パーセントの確率で二パーセント以下であること

三　空中線の条件

イ　軸対称空中線を使用する場合にあつては、主輻射の方向からの離角に対する絶対利得は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。

主輻射の方向からの離角（θ）	絶対利得
四〇度以上一一〇度以下	次に掲げる式による値以下 $46-25\log_{10}\theta$ デシベル
一一〇度を超え一八〇度以下	（一）五デシベル以下

ロ　送信又は受信する電波の偏波は、右旋円偏波であること。

四　前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

［同上］

［同上］

［同上］

6‖5‖4‖